

令和元年度
福岡市人事行政の運営等の状況について

令和2年9月
福岡市

福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年福岡市条例第 65 号）第 6 条の規定に基づき、令和元年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のように公表します。

令和 2 年 9 月 28 日

福岡市長 高 島 宗一郎

目 次

1	令和元年度における人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任免及び職員数の状況	1
ア	職員の採用及び退職の状況	
イ	職員の昇任及び降任の状況	
ウ	条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況	
エ	主な増減内容	
オ	級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	
(2)	職員の人事評価の状況	1 2
ア	職員の人事評価の概要	
(3)	職員の給与の状況	1 2
ア	職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	
イ	一般行政職の初任給の状況	
ウ	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
エ	職員手当の状況	
(4)	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	1 4
ア	勤務時間の状況	
イ	職員の年次有給休暇の使用状況	
ウ	特別有給休暇の状況	
エ	介護休暇の取得状況	
(5)	職員の休業に関する状況	1 5
ア	育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況	
(6)	職員の分限及び懲戒処分の状況	1 6
ア	分限処分者数	
イ	懲戒処分者数	
(7)	職員のサービスの状況	1 6
ア	サービス規律の遵守に関する取組み	
(8)	職員の退職管理の状況	1 6
ア	職員の再就職の状況	
(9)	職員の研修の状況	1 7
ア	主な研修の実績	
(10)	職員の福祉及び利益の保護の状況	1 7
ア	職員の福利厚生の実施状況	
イ	利益の保護の状況	
2	令和元年度における人事委員会の業務の状況	
(1)	職員の競争試験及び選考の状況	1 8
ア	採用試験等の状況	
イ	昇任の状況	
(2)	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	1 9
ア	勧告日	
イ	報告及び勧告の概要	
(3)	勤務条件に関する措置の要求の状況	2 0
(4)	不利益処分に関する審査請求の状況	2 0

1 令和元年度における人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数の状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(単位：人)

	採用	退職		
		定年	その他	合計
一般行政職等	624	472	270	742

イ 職員の昇任及び降任の状況

(単位：人)

	昇任					降任
	係長級	課長級	部長級	局長級	合計	
一般行政職等	214	111	33	9	367	6

ウ 条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況

(単位：人)

区分	令和2年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
市長事務部局	6,173	49
教育委員会事務局及び教育機関	8,539 (内, 教育職員 7,514)	70
選挙管理委員会事務局	30	▲1
監査事務局	26	0
人事委員会事務局	16	0
農業委員会事務局	14	0
水道局	478	▲14
交通局	580	▲6
消防局	1,101	12
議会事務局	40	▲1
条例定数 計 (A)	16,997	109
外郭団体等への派遣職員数 (B)	328	6
総計 (A) + (B)	17,325	115

エ 主な増減内容

令和元年度から令和2年度にかけての職員数の主な増減内容の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

児童生徒数の増加等に伴う教職員の定数増	+89	地下鉄空港線駅務業務の民間委託	▲19
世界水泳選手権 2021 福岡大会の開催準備	+25	小学校給食調理等業務の民間委託	▲15
こども総合相談センターの体制強化	+16	給水審査業務の委託	▲14
救急隊の増隊	+10	ごみ収集運搬業務の民間委託	▲10

オ 級及び職制上の段階ごとの職員数の状況

令和2年4月1日現在における級及び職制上の段階ごとの職員数は、以下のとおりである。なお、表内の割合(%)については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(ア) 行政職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	276	4.3	係員	276	276	4.3	1級職
	2 保育士の職務			計	276			
2級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	1,394	21.8	係員	1,394	1,394	21.8	2級職
	2 獣医師, 栄養士, 診療放射線技師又は臨床検査技師(以下「獣医師等」という。)の職務							
3級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う保育士の職務	1,108	17.3	係員	1,108	1,108	17.3	主任
	2 特に高度の専門的知識, 技術又は経験が必要とする業務を行う獣医師等の職務							
4級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を行う保育士の職務	1,500	23.5	係員	1,500	1,500	23.5	総括主任
	2 係等において困難な業務を処理し, 係長等を補佐する総括主任の職務							
5級	1 困難な業務を行い, 係長等を補佐する獣医師等の職務	1,533	24.0	係長	1,220	1,533	24.0	係長
	2 困難な業務を行い, 係長等を補佐する保育士の職務				主査			
6級	1 係長の職務	444	6.9	課長	401	444	6.9	課長
	2 獣医師等の係長の職務				その他			
7級	3 保育士の係長の職務	106	1.7	部長	86	106	1.7	部長
	4 学校主査の職務				その他			
				計	106			

8級	局長又は区役所の長の職務	31	0.5	局長	11	31	0.5	局長
				区長	5			
				理事	11			
				その他	4			
				計	31			
合計		6,392	100					

(イ) 行政職給料表(1) 一般任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	2	100	係員	2	2	100	3級職
	2 特に高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする業務を行う獣医師等の職務							
	3 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う保育士の職務							
				計	2			
合計		2	100					

(ウ) 行政職給料表(1) 育児休業代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2	100	係員	2	2	100	2級職
	2 獣医師、栄養士、診療放射線技師又は臨床検査技師（以下この表において「獣医師等」という。）の職務							
	3 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う保育士の職務							
				計	2			
合計		2	100					

(エ) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準な場合	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	50.0	危機管理担当	1	1	50.0	課長級
				計	1			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	50.0	危機管理監	1	1	50.0	局長級
				計	1			
合計		2	100					

(オ) 行政職給料表(1) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	374 (189)	77.4 (39.1)	係員	374 (189)	374 (189)	77.4 (39.1)	総括主任
	計				374 (189)			
	2 困難な業務を行い、係長等を補佐する獣医師等の職務 3 困難な業務を行い、係長等を補佐する保育士の職務							
5級	1 係長の職務	79	16.4	係長	67	79	16.4	係長
	2 獣医師等の係長の職務			主査	8			
	3 保育士の係長の職務			その他	4			
	4 学校主査の職務			計	79			
6級	1 課長の職務	24	5.0	課長	14	24	5.0	課長
	2 獣医師等の課長の職務				その他			
	3 保育士の課長の職務			計	24			
	4 共同学校事務室の室長又は高等学校の事務長の職務							
7級	部長の職務	1	0.2	その他	1	1	0.2	部長
				計	1			
8級	局長又は区役所の長の職務	5	1.0	区長	2	5	1.0	局長
				その他	3			
	計	5						
合計		483	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(カ) 行政職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	相当の技能若しくは経験を必要とする作業又は困難な業務を行う者の職務	105	21.4	係員	105	105	21.4	2級職
				計	105			
3級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、数名の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する主任の職務	176	35.8	係員	176	176	35.8	3級職
				計	176			
4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	163	33.2	係員	163	163	33.2	4級職
				計	163			
5級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、多数の技能職員又は労務職員を指揮監督する職長の職務	47	9.6	職長	47	47	9.6	5級職
				計	47			
合計		491	100					

(キ) 行政職給料表(2) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	69	100	係員	69	69	100	4級職
		(9)	(13.0)		計			
合計		69	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(ク) 医療職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	医療、保健等の業務を行う係長の職務	7	38.9	係長	6	7	38.9	係長
				主査	1			
				計	7			
3級	医療、保健等の業務を行う課長の職務	2	11.1	課長	1	2	11.1	課長
				その他	1			
				計	2			
4級	保健所の所長の職務	8	44.4	部長	1	8	44.4	部長
				所長	6			
				その他	1			
				計	8			
5級	主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務	1	5.6	理事	1	1	5.6	局長
				計	1			
合計		18	100					

(ケ) 医療職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	保健師、助産師又は看護師(以下「保健師等」という。)の職務	68	30.2	係員	68	68	30.2	2級職
				計	68			
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する保健師等の職務	41	18.2	係員	41	41	18.2	3級職
				計	41			
4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	59	26.2	係員	59	59	26.2	4級職
				計	59			
5級	保健師等の係長の職務	42	18.7	係長	40	42	18.7	係長
				主査	2			
				計	42			
6級	保健師等の課長の職務	15	6.7	課長	15	15	6.7	課長
				計	15			
合計		225	100					

(コ) 医療職給料表(2) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	2	100	係員	2	2	100	2級職
		(1)	(50.0)		(1)			
合計		2	100	計	2			

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(サ) 消防職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防吏員の職務	328	30.3	係員	328	328	30.3	1級職
				計	328			
2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	212	19.6	係員	212	212	19.6	2級職
				計	212			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	318	29.4	係員	318	318	29.4	3級職
				計	318			
4級	消防局の係長又は出張所長の職務	176	16.3	係長	128	176	16.3	係長
				出張所長 主査	48 2			
合計				計	176			
5級	消防局の課長の職務	36	3.3	課長	31	36	3.3	課長
				その他	5			
合計				計	36			
6級	消防局の部長、消防学校の校長又は消防署長の職務	12	1.1	部長	4	12	1.1	部長
				消防署長 その他	7 1			
合計				計	12			
7級	消防局の局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	局長
				計	1			
合計		1,083	100					

(シ) 消防職給料表 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	10	14.5	係員	10	10	14.5	2級職
		(10)	(11.6)		計			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	58	84.1	係員	58	58	84.1	3級職
		(24)	(27.9)		計			

4級	消防局の係長又は出張所長の職務	1	1.4	係長	1	1	1.4	4級職
				計	1			
合計		69	100					

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数で内数

(ス) 水道局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	30	6.3	係員	30	30	6.3	1級職
				計	30			
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	113	23.9	係員	113	113	23.9	2級職
				計	113			
3級	係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	80	16.9	係員	80	80	16.9	主任
				計	80			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	114	24.1	係員	114	114	24.1	総括主任
				計	114			
5級	係長の職務	101	21.4	係長	81	101	21.4	係長
				主査 その他	18 2			
計	101							
6級	課長の職務	29	6.1	課長	23	29	6.1	課長
				所長 その他	2 4			
計	29							
7級	部長の職務	5	1.1	部長	5	5	1.1	部長
				計	5			
8級	局長の職務	1	0.2	理事	1	1	0.2	局長
				計	1			
合計		473	100					

(セ) 水道局企業職給料表 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	39 (22)	88.6 (50.0)	係員	39 (22)	39 (22)	88.6 (50.0)	総括主任
				計	39 (22)			
5級	係長の職務	3	6.8	係長	3	3	6.8	係長
				計	3			
6級	課長の職務	2	4.5	課長	1	2	4.5	課長
				その他	1			
計	2							
合計		44	100					

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数で内数

(7) 交通局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	42	7.6	係員	42	42	7.6	1級職
	2 定型的な業務を行う乗務員又は駅務員の職務				計			
2級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	83	15.0	係員	83	83	15.0	2級職
	2 相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う乗務員又は駅務員の職務				計			
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	168	30.3	係員	168	168	30.3	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務				計			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	142	25.6	係員	142	142	25.6	総括主任
					計			
5級	係長の職務	92	16.6	係長 主査 その他	65	92	16.6	係長
					10			
6級	課長の職務	24	4.3	課長 所長 その他	17	24	4.3	課長
					4			
7級	部長の職務	4	0.7	部長	4	4	0.7	部長
					計			
合計		555	100					

(8) 交通局企業職給料表 任期付短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	45	100	係員	45	45	100	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務				計			
合計		45	100					

(チ) 交通局企業職給料表 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	43 (43)	58.9 (58.9)	係員	43 (43)	43 (43)	58.9 (58.9)	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務			計	43 (43)			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	22 (16)	30.1 (21.9)	係員	22 (16)	22 (16)	30.1 (21.9)	総括主任
				計	22 (16)			
5級	係長の職務	6	8.2	係長	2	6	8.2	係長
				主査 その他	3 1			
				計	6			
6級	課長の職務	1	1.4	課長	1	1	1.4	課長
				計	1			
8級	局長の職務	1	1.4	理事	1	1	1.4	局長
				計	1			
合計		73	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(ツ) 教育職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭, 養護助教諭, 講師 (任用の期限を付さない者を除く。) 又は実習助手の職務	1	0.4	実習助手 (高)	1	1	0.4	講師
	2 特別支援学校の実習助手の職務			計	1			
2級	1 高等学校の教諭, 養護教諭, 主任実習助手又は講師 (任用の期限を付さない者に限る。) の職務	217	92.3	教諭	210	217	92.3	教諭
	2 特別支援学校高等部の主任実習助手の職務			養護教諭	4			
				主任実習助手 (特)	3			
				計	217			
3級	高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	7	3.0	主幹教諭	6	7	3.0	主幹教諭
				指導教諭	1			
				計	7			
4級	高等学校の副校長又は教頭の職務	8	3.4	副校長	3	8	3.4	教頭
				教頭	5			
				計	8			

5級	高等学校の校長の職務	2	0.9	校長	2	2	0.9	校長
				計	2			
合計		237	100					

(テ) 教育職給料表(1) 一般任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	高等学校の校長の職務	2	100	校長	2	2	100	校長
				計	2			
合計		2	100					

(ト) 教育職給料表(1) 育休任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭, 養護助教諭, 講師 (任用の期限を付さない者を除く。) 又は実習助手の職務 2 特別支援学校の実習助手の職務	1	100	講師	1	1	100	講師
				計	1			
合計		1	100					

(チ) 教育職給料表(1) 再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭, 養護助教諭, 講師 (任用の期限を付さない者を除く。) 又は実習助手の職務 2 特別支援学校の実習助手の職務	2	8.0	実習助手(高)	2	2	8.0	講師
				計	2			
2級	1 高等学校の教諭, 養護教諭, 主任実習助手又は講師 (任用の期限を付さない者に限る。) の職務 2 特別支援学校高等部の主任実習助手の職務	23	92.0	教諭	23	23	92.0	教諭
				計	23			
合計		25	100					

(ニ) 教育職給料表(3)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師 (任用の期限を付さない者に限る。) の職務	553	93.6	教諭	537	553	93.6	教諭
				養護教諭	10			
				栄養教諭	6			
				計	553			

3級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	16	2.7	主幹教諭	9	16	2.7	主幹教諭
				指導教諭	7			
				計	16			
4級	特別支援学校の副校長又は教頭の職務	15	2.5	教頭	15	15	2.5	教頭
				計	15			
				計	15			
5級	特別支援学校の校長の職務	7	1.2	校長	7	7	1.2	校長
				計	7			
				計	7			
合計		591	100					

(ヌ) 教育職給料表(3) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の助教諭, 養護助教諭又は講師(任用の期限を付さない者を除く。)の職務	5	100	講師	4	5	100	講師
				栄養職員	1			
				計	5			
合計		5	100					

(ネ) 教育職給料表(3) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師(任用の期限を付さない者に限る。)の職務	50 (2)	98.0 (3.9)	教諭	47 (2)	50 (2)	98.0 (3.9)	教諭
				養護教諭	2			
				栄養教諭	1			
				計	50 (2)			
5級	特別支援学校の校長の職務	1	2.0	校長	1	1	2.0	校長
				計	1			
合計		51	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(ノ) 教育職給料表(4)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭, 養護教諭, 栄養教諭又は講師(任用の期限を付さない者に限る。)の職務	5,086	88.8	教諭	4,754	5,086	88.8	教諭
				講師	3			
				養護教諭	223			
				栄養教諭	106			
				計	5,086			
3級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	204	3.6	主幹教諭	156	204	3.6	主幹教諭
				指導教諭	48			
				計	204			
4級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	248	4.3	副校長	7	248	4.3	教頭
				教頭	241			
				計	248			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	188	3.3	校長	188	188	3.3	校長
				計	188			
合計		5,726	100					

(ハ) 教育職給料表(4) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭，養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	114	100	講師	107	114	100	講師
				養護助教諭	6			
				栄養職員	1			
合計				計	114			

(ヒ) 教育職給料表(4) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭，養護教諭，栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	381 (76)	95.0 (19.0)	教諭	367 (76)	381 (76)	95.0 (19.0)	教諭
				養護教諭	13			
				栄養教諭	1			
				計	381 (76)			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	20	5.0	校長	20	20	5.0	校長
				計	20			
合計		401	100					

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数で内数

(2) 職員の人事評価の状況

ア 職員の人事評価の概要

区分			概要
一般評価	勤務成績評価	定期評価	一般行政職等の職員のうち部長級以下の職員を対象に毎年11月に実施している勤務成績評価
		条件付採用期間評価	一般行政職等の職員のうち条件付採用期間中の職員を対象に条件付採用開始の日から概ね5か月を経過したときに実施している勤務成績評価
		臨時評価	任命権者が必要と認めた場合に定期評価及び条件付採用期間評価以外に臨時に実施する勤務成績評価
	業績評価	一般行政職等の職員のうち課長級以上の職員を対象に毎年3月に実施している人事評価	
特別評価			一般行政職等の職員のうち任命権者が特別な方法による育成が必要と認める職員を対象に毎年3月及び9月に実施している人事評価

(3) 職員の給与の状況

ア 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成31年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
行政職	315,288円	39.6歳
技能労務職	317,289円	46.2歳

イ 一般行政職の初任給の状況

(令和2年3月31日現在)

区分	福岡市		参考(国)		
	初任給	採用3年目の給料月額	初任給		採用3年目の俸給月額
大学卒	179,300円	193,100円	総合職(大卒)	186,700円	207,800円
			一般職(大卒)	182,200円	193,900円
高校卒	144,800円	154,900円	一般職(高卒)	150,600円	158,900円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数	経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	294,900円	340,000円	378,100円
	高校卒	245,400円	294,900円	335,700円
技能・労務職	高校卒	238,200円	270,100円	299,800円

エ 職員手当の状況

(ア) 扶養手当

(令和2年3月31日現在)

扶養親族		手当額
配偶者		9,000円
配偶者以外の扶養親族		
子	職員に配偶者がいない職員の子のうち1人	10,500円
	職員に配偶者がいない職員の子のうち1人	11,500円
	父母等	7,000円
	職員に配偶者がいない職員の子のうち1人	8,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額		1人につき5,600円

(イ) 住居手当

(令和2年3月31日現在)

区分	手当額	
借家・借間居住者	家賃月額が23,000円以下の場合	家賃月額から12,000円を控除した額
	家賃月額が23,000円を超える場合	家賃月額から23,000円を控除した額の1/2(16,000円を限度)を11,000円に加算した額
	最高支給限度額	27,000円

(ウ) 通勤手当 (令和2年3月31日現在)

通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給される手当で、交通機関等の利用者には通勤に要する運賃等に相当する額(1か月当たり55,000円を限度)が、自動車等の利用者には通勤距離によって1か月当たり2,000円から31,600円までの額が支給される。

(エ) 期末・勤勉手当

(令和元年度支給割合)

区分	期末(月分)	勤勉(月分)
6月期	1.30(1.10)	0.925(1.125)
12月期	1.30(1.10)	0.975(1.175)
計	2.60(2.20)	1.90(2.30)
備考	職制上の段階、職務の級による加算措置がある。	

- (注) 1 ()内は管理職(課長以上)
 2 年間支給割合は、国に同じ。
 3 局長級、部長級及び課長級職員に対する勤勉手当の支給割合は成績率を導入。

(オ) 地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当

(令和2年3月31日現在)

名 称	内 容
地域手当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は10パーセント(東京事務所は20パーセント)である。
時 間 外 勤 務 手 当	<p>正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当で、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間が割り振られた日については100分の125(深夜勤務は100分の150)、勤務を要しない日については100分の135(深夜勤務は100分の160)、勤務を要しない日の振替え等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務については100分の25を乗じて得た額が支給される。</p> <p>ただし、時間外勤務が1か月に60時間を超える場合は、当該超過分については100分の150(深夜勤務は100分の175、勤務を要しない日の振替え等による勤務は100分の50)を乗じて得た額が支給される。</p> <p>※ 深夜勤務：午後10時から翌日の午前5時までの勤務</p>
特殊勤務 手 当	危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、ヘリコプター従事者手当等42種類があり、本市職員の33.3パーセント(平成31年4月1日現在)に支給されている。本市の場合、国における特殊勤務手当のほか、国において俸給・俸給の調整額・特地勤務手当により給与上の措置がなされているものも含む。

(カ) 退職手当

① 退職手当の基本額

(令和2年3月31日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)	
	自己都合(月分)	定年等(月分)	自己都合(月分)	定年等(月分)
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709

(注) 定年前早期退職の特例

定年年齢から15年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職する場合には、退職手当の算定の基礎となる給料月額に2パーセントから45パーセントまでの額が加算される。

② 退職手当の調整額

役職段階等に応じて定める調整月額に、その者の在職期間のうち役職段階等の高い方から60月分の月数(60月に満たない場合にはその月数)を乗じて得られる額を退職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算する。

区 分	第2号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	第9号区分
調整月額	65,000円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。その概要は、以下のとおりである。

ア 勤務時間の状況（令和2年3月31日現在）

(7) 標準勤務職場

① 1週間の勤務時間

38時間45分

② 勤務時間等の割り振り

勤務時間	休憩時間
8時45分から17時30分まで 又は 9時15分から18時まで	12時から13時まで

(注) 通勤時の交通混雑緩和の観点から、時差出勤を行っている。

(イ) 特殊勤務職場

市民サービスの充実等の観点から動物園等，水道水の安定供給等の観点から水管理課（水管理センター），各浄水場等並びに交通事業の特殊性等の観点から運輸部門及び保守部門において，必要に応じ交替制等による勤務時間を設定している。

イ 職員の年次有給休暇の使用状況

労働基準法に基づき，事由を限らず，毎年与えられる有給休暇であり，一般行政職等の年次有給休暇の平均使用日数は，以下のとおりである。

一般行政職等	15.9 日	（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
--------	--------	--------------------------

ウ 特別有給休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる有給休暇であり，交通機関の事故等，選挙権の行使，結婚，出産，親族の死亡等19項目を設けている。

エ 介護休暇の取得状況

職員は，負傷，疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある父母等を介護する必要がある場合に，任命権者の承認を得て，休暇を取得することができる。令和元年度における取得状況は，以下のとおりである。

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	9	7	2	0
女性職員	22	20	1	1
計	31	27	3	1

(5) 職員の休業に関する状況

ア 育児休業，部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

職員が3歳未満の子を養育する場合に，任命権者の承認を得て，休業（育児休業）することができる。また，職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に，1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（部分休業）又は1週間当たりの勤務時間を短縮すること（育児短時間勤務）ができる。令和元年度における取得状況は，以下のとおりである。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性職員	97	4	2
	3	5	1
女性職員	353	63	33
	413	88	24
計	450	67	35

	416	93	25
--	-----	----	----

(注)「育児休業取得者数」,「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には令和元年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者,下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成30年度以前から令和元年度にかけて引き続けている者の数を記入している。

(6) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、任命権者が行う処分のことである。令和元年度における分限処分の状況は、以下のとおりである。(条件付採用職員に係る処分を含む。)

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	1	0	0	1
心身の故障の場合	0	0	224	0	224
職に必要な適格性を欠く場合	1	1	0	0	2
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	1	0	1
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	1	2	225	0	228

イ 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対しその道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が行う処分のことである。令和元年度における懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
職務規律違反	1	0	0	0	1
一般非行	1	2	3	2	8
事務に関する不正	0	1	0	0	1
道路交通法違反	0	1	0	0	1
上司の監督責任	3	0	0	0	3
合 計	5	4	3	2	14

(7) 職員の服務の状況

ア サービス規律の遵守に関する取組み(令和元年度)

(ア) 依命通達

令和元年6月,8月及び12月に、職員のサービス規律等の徹底を図るため、綱紀の肅正について通達した。

(イ) 公務員倫理研修の実施

令和元年度の全ての階層別研修等において、公務員倫理に関する研修を実施した。また、令和元年7月及び8月を中心に、各職場単位で公務員倫理研修を実施した。

(8) 職員の退職管理の状況

ア 職員の再就職の状況

令和元年度に課長級以上の職で退職した職員の再就職の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	退職者数	うち再就職者数				
		再任用職員	嘱託員等	外郭団体等	民間企業等	その他
一般行政職等	126	66	0	16	12	32

(注) 「外郭団体等」の再就職者数は、本市が出資金、基本金等の4分の1以上を出資し、又は出ている団体及び本市の事務事業と密接な関連性を有する団体からの紹介依頼に基づき、再就職した者の数である。

(9) 職員の研修の状況

職員の研修の状況は、以下のとおりである。

ア 主な研修の実績（令和元年度）

区 分	研 修 名	参加者数 (人)
集合研修	必修研修（22コース）	3,306
	選択研修（10コース）	315
派遣研修	自治大学校・海外派遣研修等	103
職場研修支援	職場研修（公務員倫理）	10,274
自主研修	夜間講座（11コース）	276
	自主研究グループ活動助成	20グループ
	パパママ応援講座	38

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

一般行政職等を対象とした職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりである。

ア 職員の福利厚生の実施状況（令和元年度）

(ア) 職員の安全衛生管理に関する事業

職員の健康管理の充実と安全で働きやすい職場形成を図るため、労働安全衛生法及び福岡市職員安全衛生規則に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全衛生委員会を設置することで、安全衛生活動の推進に努めている。

(イ) 職員の健康管理に関する事業

労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の健康診断等を行っている。

(単位：人)

項 目	対 象 者	実施者数
一般健康診断 (定期健康診断に限る。)	全職員（短時間勤務の嘱託員，短期雇用の臨時職員を除く。）	18,876
一般健康診断 (定期健康診断を除く。)	新規採用職員，6ヶ月以上の海外派遣職員等	1,786
特殊健康診断	放射線業務等の有害業務，VDT作業等の業務に従事する職員等	延べ 1,376
予防接種	病原体等による感染のおそれのある作業に従事する職員	延べ 1,270
ストレスチェック	全職員（短時間勤務の嘱託員，短期雇用の臨時職員を除く。）	17,764

【参考】一般財団法人福岡市職員厚生会事業の実施状況

事業名	概 要
給付助成等事業	遺族年金等の給付事業，各種セミナー開催，文化・体育事業等
互助事業	出産祝金等の給付事業，育児休業助成等の助成事業
貸付事業	慶弔資金，生活資金等の貸付事業

福利事業	選択型福利厚生事業，厚生施設事業，各種保険の取扱等
------	---------------------------

イ 利益の保護の状況

職員（公営企業職員を除く。）は，人事委員会に対し，地方公務員法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求及び同法第49条の2の規定に基づく不利益処分に関する審査請求をすることができる。

なお，措置の要求等の状況は，人事委員会の業務報告のとおりである。

2 令和元年度における人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 採用試験等の状況

(ア) 競争試験

区 分	第 1 次 試 験				第2次試験	最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
上 級	1,517 (595)	982 (382)	64.7	284 (112)	257 (100)	137 (62)	7.2
中 級	511 (240)	270 (125)	52.8	80 (40)	77 (38)	42 (29)	6.4
初 級	787 (317)	558 (217)	70.9	152 (38)	142 (37)	82 (27)	6.8
消防吏員A	340 (15)	261 (12)	76.8	63 (1)	56 (1)	22 (0)	11.9
消防吏員B	626 (27)	486 (24)	77.6	84 (1)	67 (1)	29 (1)	16.8
合 計	3,781 (1,194)	2,557 (760)	67.6	663 (192)	599 (177)	312 (119)	8.2

(注) () 内は，女性数で内数

(イ) 公募選考

区 分	第 1 次 選 考				第2次選考	最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
免許・資格職	135 (123)	105 (95)	77.8	53 (49)	49 (45)	26 (24)	4.0
交通局企業職	74 (6)	54 (5)	73.0	14 (1)	12 (1)	5 (1)	10.8
船舶運航職	12 (0)	10 (0)	83.3	10 (0)	8 (0)	3 (0)	3.3
社会人経験者	546 (137)	479 (114)	87.7	26 (5)	25 (5)	12 (2)	39.9
身体障がい者 対象	26 (9)	14 (3)	53.8	11 (2)	10 (2)	5 (2)	2.8
合 計	793 (275)	662 (217)	83.5	114 (57)	104 (53)	51 (29)	13.0

(注) () 内は，女性数で内数

(ウ) 特殊な技術又は経験等を要する職への個別選考

(単位：人)

区 分	行 政 職 等	医 療 職	合 計
局 長 級	2	0	2
部 長 級	1	0	1
課 長 級	3	0	3
係 長 級	3	2	5
合 計	9	2	11

イ 昇任の状況

(単位：人)

区 分	市長	消防局長	水道事業 管 理 者	交通事業 管 理 者	教 育 委 員 会	その他	合 計
局長級	6	0	2	0	1	0	9
部長級	23	3	3	3	1	0	33
課長級	55	7	2	4	2	0	70
係長級	116	10	6	10	11	0	153
合 計	200	20	13	17	15	0	265

(注) 本表の人数は、人事委員会における昇任選考日と各任命権者における昇任日が一部年度の異なるものがあるため、「職員の昇任及び降任の状況」の人数と一致していない。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告日 令和元年9月11日

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 報告

① 公民較差

〈月例給〉

民間給与	市職員給与	較 差
380,814 円	380,568 円	246 円

(注) 市職員給与が民間給与を下回っていることから、上記の較差に見合うよう、市職員給与の引上げを行うことが適当であると判断した。

〈期末手当・勤勉手当〉

民間の支給割合	市職員の支給月数
4.50 月	4.45 月

(注) 市職員の支給月数が、民間の支給割合を下回っていることから、支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とすることが適当であると判断した。

② 住居手当の見直し

職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の見直しを以下のとおり行うことが適当であると判断した。

ア 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、16,000円とする。

イ また、最高支給限度額を1,000円引き上げ、28,000円とする。

ウ これに伴い、手当月額が2,000円を超える減額となる職員等については、1年間、国の経過措置に準じた所要の措置を講ずる。

③ その他

高齢層職員の能力及び経験の活用、時間外勤務の縮減等、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策の推進、ハラスメントの防止及びコンプライアンスの推進についての報告を行った。

(イ) 勧告

給料表、期末・勤勉手当の改定及び住居手当の見直し並びに改定の実施時期等について勧告を行った。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A) - (B)
前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計(B)	
1	0	1	0	0	1	0	0	1	0

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A) - (B)
前年度からの繰越	新規請求	計(A)	却下	棄却	処分修正	処分取消	取下げ	計(B)	
2	3	5	2	0	0	0	1	3	2

(注) 「前年度からの繰越」，「却下」及び「取下げ」の件数は，昭和48年から昭和60年までににおける教職員関係事案7千6百件余（令和元年度末現在）について，長期間にわたり審理が中断しているため除いている。